

石川県公報

令和3年3月15日(月曜日)

号 外

(第7号)

目 次

告示 ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2
---	---------------------------------------

告 示

石川県告示第73号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE & ICE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「娯魔ドラスラー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「煙艶」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GAY STAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GAY GOMEON」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「RAW」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GAY CLASSICS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「OXI-EMF 95%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Gay Erotica」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Revival」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE WInS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマン狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Splash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「TIGER BOSS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GLAM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「EXPLICIT EROTICA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HORROR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「KINK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「DAMAGE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「wet pussy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「THE NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用さ

れるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和3年3月16日

石川県告示第74号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和3年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- (3) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類
- (4) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類
- (5) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和3年3月16日